# 子ども・子育て会議の概要

1 豊岡市子ども・子育て会議の設置・活動の経過

2012年(平成24年) 子ども・子育て支援法制定(施行は2015(平成27)年4月)

地域における「就学前の教育・保育」、「子育て支援」を総合的、かつ、 計画的に推進するため、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策

定を義務付け

2013年(平成25年) 豊岡市子ども・子育て会議の設置

2015年(平成27年) 豊岡市子ども・子育て支援事業計画の策定

2018年(平成30年) ッ の中間年の見直し

2019年(令和元年) 豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方に

ついて答申

2020年(令和2年) 第2期豊岡市子ども・子育て支援事業計画の策定

2021年(令和3年) 豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計

画の策定

2023年(令和5年) 第2期豊岡市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し

2025年(令和7年) 豊岡市こども計画の策定

#### 2 豊岡市こども計画について

計画期間 2025年度~2029年度 (5か年)

(2) 計画の位置付け(こども基本法の市町村こども計画として4つの計画を一体的に 策定)

ア 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ウ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画
- エ 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- (3) 計画の内容

別冊資料のとおり

## 3 子ども・子育て会議の役割について

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園の利用定員\*について意見を述べること。

※利用定員 施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」 の範囲で定める定員のこと。

> 施設型給付費等を計算するための基礎単価を決定する際に使用され、この基礎 単価に実際の利用者数をかけて施設型給付費等が支給される。

- (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定や変更に際して意見を述べること。
- (3) 市町村こども計画の策定及び推進並びにこども施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。

## こども基本法 (抜粋)

(都道府県こども計画等)

#### 第十条

- 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画 (以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子 ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に 規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策 に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## 子ども・子育て支援法(抜粋)

(特定教育・保育施設の確認)

#### 第三十一条

2 市町村長は、前項の規定により<u>特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき</u>は、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあっては<u>その意見を</u>、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(特定地域型保育事業者の確認)

## 第四十三条

2 市町村長は、前項の規定により<u>特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするとき</u>は、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあっては<u>その意見を</u>、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を<u>聴かなければならな</u>い。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ど も・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関す る計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
- 7 市町村は、<u>市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするとき</u>は、 第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあっては<u>その意</u> <u>見を</u>、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の 意見を聴かなければならない。

第七章 市町村等における合議制の機関

- 第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、<u>審</u> 議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
  - 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を 処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項 を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ど も及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。